

## 墨田区地域福祉計画の改定について

## 1 改定の理由

平成 22 年 3 月に策定した「墨田区地域福祉計画（第三次計画）」は、平成 27 年度に計画期間の中間年となるため、社会状況の変化等を踏まえ必要な改定を行う。

## 2 計画期間

現計画の計画期間である平成 23 年度から平成 32 年度の 10 年間のうち、後期 5 年間にあたる平成 28 年度から平成 32 年度までを計画期間とする。

## 3 計画の性格と位置づけ

- (1) 墨田区基本構想及び墨田区基本計画との整合性を保ちつつ、区民、地域の関係団体・機関、区がそれぞれの役割を明確に認識し、互いに協働しながら地域福祉を推進するための基本指針を示す計画
- (2) 墨田区における福祉分野の部門別に策定している各個別計画の基礎となる福祉計画であるとともに、これら個別計画や区民の健康づくり総合計画、及び墨田区社会福祉協議会の地域福祉活動計画間を総合調整し、計画相互の有機的連携を図る計画
- (3) 社会福祉法第 107 条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として、次に掲げる内容を一体的に定める計画
  - 福祉サービスの適切な利用の促進に関すること
  - 社会福祉事業の健全な発達に関すること
  - 地域福祉活動への住民参加の促進に関すること

## 4 改定の方針

- (1) 現計画で定められている「基本理念」及び「基本目標」は改定しないこととし、社会福祉制度や地域社会の変化などに対応した、新たな取り組みや目標を中心に改定することとする。
- (2) 現計画のこれまでの進捗状況や評価を検証する。

地域福祉の推進主体である区民、町会・自治会等、ボランティア・NPO、民生委員・児童委員、福祉施設（事業者）、社会福祉協議会、区などの様々な主体から、地域福祉の現況、評価についてヒアリング調査を行うこととし、調査結果を計画改定に活用する。
- (3) 協治（ガバナンス）の考え方にに基づき、地域福祉を担う区民や地域団体等の参加により、幅広い意見を反映させることとする。

## 5 改定を行う組織

計画の改定は、墨田区地域福祉計画推進協議会及び庁内組織により行う。

### (1) 墨田区地域福祉計画推進協議会

墨田区地域福祉計画推進協議会に関する要綱に基づき、学識経験者、福祉・保健・医療関係の団体の代表者と行政機関の職員で構成される墨田区地域福祉計画推進協議会において、計画改定の検討を行う。

### (2) 墨田区地域福祉計画推進本部（庁内組織）

墨田区地域福祉計画推進本部設置要綱に基づき、庁内の部長級職員による推進本部及び課長級職員による幹事会を設置し、計画改定について検討する。

## 6 改定の日程

別紙のとおり